

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定により、「認定長期優良住宅建築等計画」に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可	建築指導課

1 審査基準は、別添の令和3年10月20日付国住街第157号による国土交通省住宅局市街地建築課長発出の技術的助言に基づき、改正後の「総合設計許可準則」及び「総合設計許可準則に関する技術基準」に従い、敷地周辺の都市施設の状況、土地の状況、建築群としての防災性、地域の特殊性を勘案し、総合的判断に基づいて運用するものとする。

2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。